

## 不適正な経理処理の再発防止に向けた取引業者等の協力、周知の取組み

今後も、契約に係る事務調査を実施していくが、あわせて不適正な経理処理の再発防止及び調査に関する業者等の協力を促すため、以下のような取組みを展開していく予定である。

○契約書を交わす調達に関しては、契約約款への契約相手の調査の協力義務を明記

○物品購入の専決契約のような契約書を交わさない調達に関しては、所定の物品購入発注書や請書に調査の協力義務に関する文言を明記

○調査に関する業者等の協力や不適正な経理処理外部通報処理制度に関して、一定程度以上の取引実績がある事業者以下のような文書を送付するとともに、市ホームページ等の様々な方法を活用して業者等に周知

### 神戸市と取引される事業者の皆様へ

神戸市では、契約事務、予算執行事務のさらなる適正化を図る取組みの一環として、対象となる契約をランダムに抽出し、事業者様にもご協力いただき、当該契約が適正に行われていたかどうかに関して調査する制度を実施しております。

不適正な経理処理の再発防止を図るためには、市の内部調査と併せて、市との契約の相手方が保有する市との取引に係る伝票、帳簿等を調査し、市の保有する会計書類と突き合わせる事が有効です。

このため、事業者様におかれましては、市が予算執行の適正化を期するために行う、地方自治法第221条第2項に基づく契約の処理状況に関する調査への協力をお願いする場合がございますので、市と取引するに際しては、あらかじめご了承ください。

なお、物品等購入発注書等に下記事項が契約条件であることを明記し、契約書を取り交わす場合には、本市の約款条項に下記事項（案）を条文として記載する予定ですのでご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、万が一、本市職員から経理処理に関する不適切な要請があった場合は当該要請に絶対に応じないようお願いいたしますとともに、本市職員からの不適切な要請を断ることが困難である場合、又は断ったことにより不利益を被った場合には、「不適正な経理処理に関する外部通報処理制度窓口」（三宮法律事務所／Tel：078-392-3050 fax：078-331-5392）に電話、FAX等で通報いただきますようお願いいたします。

（業者調査への協力）

第〇条 甲（市長）が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由が無い限り、要請に応じるものとする

【参照】地方自治法第221条第2項

「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。」